

＼これだけは事前に取り決めておきたい／

離婚を考えたときのチェックシート

(裏面もごらん下さい)

子どもに関すること

子どものいるご家庭では、離婚は子どもにも大きな影響があります。

子どもの気持ちを考え、年齢に応じた説明も必要です。

養育費や親子交流は、子どもにも親にも大切なことです。

生活の拠点が変わると学校や幼稚園保育園なども変わることになります。

必要があれば、関係各所にも相談しながら考えていきましょう。

離婚の前に考えておくべきことは？



★子どものこと（未成年の子ども）

□子どもの親権者をどちらにするのか、どちらが養育するのかを決めます。

- ・どちらが引き取るか。
- ・子どもの保育や学校、進学のことについてはどうするか。
- ・子どもが複数いる場合それぞれ親権者を決める必要があります。
- ・合意できない場合は調停・裁判で決めることとなります。

□親子交流について具体的な内容を決めます。

- ・親子交流とは、子どもと別れて暮らす親が、子どもと定期的に会って交流することです。
- ・具体的な内容を決めましたか(回数・時間・場所・費用・方法など)。
- ・禁止事項があれば決めておきましょう。

□養育費について具体的な内容を決めます。

- ・金額、期間、支払い方法と期限など具体的に決めましょう。金額は養育費算定表も参考にあります。
- ・取り決めたことは、公正証書(協議離婚)にしておく、不払い時に強制執行できます。(調停の場合は調停調書)

□子どもの名前(姓)と戸籍をどうするかを決めます。

- ・離婚後、どちらが親権者になっても、子どもは婚姻時の戸籍に残り、姓も変わりません。
- ・姓や戸籍の変更には、家庭裁判所に申請し、許可書を添えて戸籍住民課で変更する必要があります。

はい



子どものいるご家庭ですか？

いいえ



★お金・財産のこと

□お金のことについて決めます。

【婚姻費用】離婚までの間で別居中に請求できる費用／生活費・医療費・教育費など

【財産分与】婚姻中に築き、維持した財産(共有財産)を分割する。

(負債がある場合考慮されることがあります)

【慰謝料】離婚の原因による精神的苦痛に対する損害賠償金。

【年金分割制度】厚生年金、共済年金に加入していた分を婚姻期間に応じて分割する。

★離婚後の生活のこと

□離婚後の生活について考えておきましょう。

- ・住むところ、引越し費用、家賃、生活費、仕事について。
- ・債権、ローン、借金について。

離婚について

離婚を考えたとき…

話し合いで離婚することを決めれば、協議離婚となります。

お互いに合意できなければ、家庭裁判所に調停を申し立てることになります。

(当初、調停にかかる費用は、1件2,000円程度です。弁護士を依頼する場合は、別途、弁護士費用が必要となります。その後、裁判になると裁判費用や弁護士費用等がかかります。)



離婚はどのようにすすめたらいいの？

離婚は夫婦の話し合いで決める予定ですか？

はい



★協議離婚

法的効力のある公正証書を作成しておくことで安心です。



協議離婚がうまくいかなかった場合

いいえ



★調停離婚（家庭裁判所に調停を申し立てる）



調停離婚がうまくいかなかった場合

★離婚裁判（離婚の訴訟を起こす）

※ 実際には、個人の状況により異なりますので、弁護士などの専門家等に相談することをおすすめします。

※ DVや虐待がある場合は、まずは相談窓口へ相談しましょう。

さらに詳しく知りたい方には、別途「離婚前の準備チェックシート」「離婚後の手続きチェックシート」を用意しております。(子ども家庭課へお問い合わせください。)

<相談先>

滋賀弁護士会 〒520-0051 大津市梅林一丁目3番3号 相談予約 TEL 077-522-3238
法テラス滋賀 〒520-0047 大津市浜大津一丁目2番22号 予約受付 TEL 050-3383-5454

<参考>

公証役場

日本公証人連合会HP



公証事務や全国の公証役場の検索等
ができます。

ADR機関

かいけつサポートページ



認証ADR事業者が検索できます。
ADRとは…訴訟手続によらない紛争
解決方法のこと。

裁判所の調停・審判

裁判所ウェブサイト

(家事事件ページ)



家事手続の概要・各種手続の説明・Q
&Aが確認できます。

大津市役所 子ども家庭課（大津市母子家庭等就業・自立支援センター）
〒520-8575 大津市御陵町3番1号 TEL 077-528-2686・(522-0220)